



社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による児童手当の申請書の記入要領

あなたが、

- カナダ年金制度法による遺族児童手当又は障害をもつ被保険者の児童手当の申請を希望する場合であって、
- 年齢18歳以上25歳未満で、全日制の学校又は大学に就学しているならば、

あなたは「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による児童手当の申請書」に必要事項を記入しなければなりません。

本要領は申請書の記入を手助けするために準備されたものです。本要領をよく読み、与えられた指示に従ってください。可能な限り迅速にあなたの申請について決定を下すために、カナダ人材開発省は申請書で要求されているすべての情報を把握していなければなりません。申請書が正確に作成されれば、その分良いサービスを提供することができます。

This guide is also available in English under the title
*Guide for Completing an Application for
Canada Pension Plan Child's Benefits under the Agreement
between Canada and Japan on Social Security*
Ce guide est également offert en français sous le titre
*Guide pour remplir une demande de prestations d'enfant du
Régime de pensions du Canada en vertu de l'Accord de
sécurité sociale entre le Canada et le Japon*

カナダ年金制度法による遺族児童手当

死亡した被保険者の被扶養児童には、次の場合、児童手当の給付を受ける資格がある可能性があります。

- 18歳未満である、又は
- 18歳以上25歳未満で、全日制の学校又は大学に就学している

なおかつ、死亡した被保険者が次に掲げる状況にある場合、

- 1966年の年金制度の開始以降、カナダ年金制度に基づく保険料を納付したことがある、及び
- (1966年のカナダ年金制度の運用開始以降) カナダ年金制度に基づく保険料を納付した期間と、日本の国民年金制度及び/又は被用者年金保険制度の保険期間が、通算で最小限の期間(死亡時の被保険者の年齢に応じて、3年から10年の間で変わることがある)に達していた。

カナダ年金制度法による障害をもつ被保険者の児童手当

障害をもつ被保険者の被扶養児童には、次の場合、障害をもつ被保険者の児童手当の給付を受ける資格がある可能性があります。

- 18歳未満である、又は
- 18歳から25歳の間で、全日制の学校又は大学に就学している

なおかつ、障害をもつ被保険者が次に掲げる状況にある場合、

- 65歳未満である
- カナダ年金制度における障害を有している。(障害は重度かつ長期に及ぶ身体障害又は精神障害でなければならない。「重度」とは、実質的に有給の職を定期的に求めることができない状態を意味する。「長期に及ぶ」とは、障害が長く継続し無期限である可能性が高い、若しくは死に至る可能性が高いことを意味する。)
- 1966年のカナダ年金制度の開始以降、同制度に基づく保険料を納付したことがある、及び
- 障害を負う直前6年間のうち4年間、カナダ年金制度に基づく保険料を納付している、若しくは日本の国民年金制度及び/又は被用者年金保険制度の保険期間を有している

申請書の記入方法

カナダ人材開発省からのあなたの申請に関する通信文は、英語又はフランス語のいずれかあなたの希望する言語で書かれます。通信文をどちらの言語で受け取りたいか、申請書の最上部にある指定された欄に記入してください。

また、日本人の方については、申請者ならびに被保険者の氏名及び住所の欄にはすべて、漢字及びローマ字で記入してください。

セクションA－被保険者に関する情報

質問1から3

質問1から3で要求される情報はカナダ年金制度の被保険者に関するものであり、

- あなたが遺族児童手当を申請している場合、提供する情報は死亡した被保険者に関するものです
- あなたが障害を持つ被保険者の児童手当を申請している場合、提供する情報は障害をもつ被保険者に関するものです

セクションB－被保険者の子に関する情報

質問4から8

質問4から8で要求される情報は、児童手当の申請を行っている人に関するものです。あなたは自身の氏名と住所を使ってこれらの質問に答えなければなりません。

質問4A

(もしあれば) あなたのカナダ社会保険番号 (SIN) を記入してください。

質問6の回答には、あなたの現在の自宅住所が必要です。申請に関する連絡及び給付の支払いを別の住所で受け取りたい場合は、その住所を質問7の回答に記入してください。そうでない場合は、質問8に進んでください。

質問8

あなたの生年月日を記入し、出生証明書又は戸籍抄本を提出してください。

質問9

カナダ又はケベック年金制度のいずれかに申請を行ったことがあるか、又は給付をいずれかの制度から受け取ったことがあるか、明記してください。回答が「はい」の場合は、給付の申請又は受け取りに用いた社会保険番号（SIN）を記入してください。

両親がカナダ年金制度法に基づく被保険者であった場合で、死亡又は障害者のいずれかであって、両給付に関して受給資格のすべての条件が満たされている場合には、子はカナダ年金制度法による給付を定額の最大2倍まで受け取ることができます。

質問10

あなたが被保険者の実子又は法律上の養子であるか否か明記してください。法律上の養子である場合は、養子となった日を記入してください。

セクションC—子の宣誓

申請書に署名することにより、あなたは申請書で提供した情報が真実であることを宣誓します。あなたはカナダ人材開発省に対し、全日制の学校又は大学への就学の中断など、給付の受給資格の継続に影響を与え得るいかなる変更も通知しなければなりません。また、あなたは日本の実施機関に対し、あなたが申請しているカナダ年金の給付を受ける資格に影響を与え得る情報をカナダ人材開発省に提供する権限を与えます。

セクションD—学校又は大学の就学申告書

質問12

被保険者のカナダ社会保険番号（SIN）を記入してください。

質問13

（もしあれば）あなたのカナダの社会保険番号を記入してください。

質問14から17

質問14から17で提供される情報は、あなたの学校・大学在籍に関するものであり、あなたに給付を受ける資格があるか否かを決定するために必要となります。

申告について署名することにより、あなたは申請書で提供した情報が真実であることを宣誓し、万一あなたが学校又は大学での就学を中断又は停止した場合は、カナダ人材開発省に通知することを約束し、あなたの在籍及び出席に関する情報をカナダ人材開発省に提供する権限を学校又は大学に与えます。

セクションE—学校又は大学による記入項目

このセクションは学校又は大学が記入しなければならず、権限のある職員が署名しなければなりません。学校の名称及び住所はさらに情報が必要になったときに学校に連絡する場合に備えて要求されます。

個人情報の保護

申請書で要求される情報は、カナダ年金制度法に基づく児童手当について、あなたの受給資格を決定するために使われます。この法律に基づき、あなたに関する情報はそれを受け取る資格のある機関にのみ提供されます。さらに、個人情報保護法（カナダ）は、特定の状況（令状又は召喚令状を遵守するため、若しくは法律を執行するためなど）を除き、あなたの同意なしにあなたの記録を開示することを禁じています。

カナダ年金制度法に基づく児童手当の申請に関連するあなたに関する情報は、個人情報バンクHRSDC PPU 175に保管されます。あなたには連邦政府のファイルに保管されているあなたに関するいかなる情報にもアクセスを請求する権利があります。この情報を入手するために、政府は個人情報索引を発行しています。索引及び情報請求書式は、カナダ大使館、高等弁務官事務所及び領事館で入手することができます。